

公益財団法人群馬県交通安全協会寄附金等取扱規程

群交協規程第9号

平成26年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県交通安全協会定款（以下「定款」という。）

第6条第4項の規定に基づき、公益財団法人群馬県交通安全協会（以下「本会」という。）が受領する寄附金に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 一般寄附金

個人又は団体から受領する寄附金であり、使途が特定されていないもの。

(2) 特別寄附金

本会が、使途を特定の上、期間を定めて広く一般社会に募金活動を行うことにより受領する寄附金

(3) 特定寄附金

前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金であり、使途が特定されているもの。

2 この規程における寄附金には、金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄附の条件)

第3条 寄附者が、次の各号に掲げる条件を付して寄附する場合には、これを受領しないものとする。

(1) 寄附金等で取得した財産について、寄附者が無償で譲与できること。

(2) 寄附金等の使途について、寄附者が会計検査をできること。

(3) 寄附金等受領後において、寄附者の意思により寄附金等の全部又は一部の返還を求めることができるもの。

(賛助会費)

第4条 本会の賛助会員が支払う会費は、一般寄附金として取り扱うものとする。

(一般寄附金)

第5条 本会は、常態として一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金（本会賛助会員に関する規程第8条第1項第2号に定める免許会員の会費を除く。）は、全額を定款第4条第1項各号に定める事業（以下「本会事業」という。）に使用することを目的として募らなければならない。

(特別寄附金)

第6条 特別寄附金を募るときは、寄附金の総額、期間、対象、理由、使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）により、理事会の承認を受けなければならない。

2 募金目論見書の使途については、募金に要した適正な経費を控除した総額を本会事業の全部又は一部に使用する旨を明記するものとする。

3 前項に定める募金に要した適正な経費は、総額の30パーセント以下とする。

（募金目論見書の交付）

第7条 特別寄附金を募るときは、募金対象者に対し事前に募金目論見書を交付するものとする。ただし、本会のホームページ上に公開した募金目論見書を閲覧した者が募金に賛同して寄附した場合には、事後に交付することができる。

（募金の結果報告）

第8条 本会は、特別寄附金の募集期間が終了したときは、寄附者に対し速やかに寄附金の総額及び使途予定、その他必要な事項を記載した書面を交付するものとする。

2 本会は、特別寄附金に関する支出が終了したときは、寄附者に対し当該寄附金に係る収支決算書及び事業効果等を記載した書面を交付するものとする。

3 前各号の書面は、本会ホームページ上の公開をもって交付に代えることができる。

（特定寄附金）

第9条 本会は、個人又は団体から特定寄附金を受領することができる。

2 特定寄附金は、全額を寄附者の特定した使途に使用するものとする。

3 特定寄附金は、次の各号に該当する場合又はそのおそれがある場合には、当該寄附金を受領しないものとする。

(1) 国、地方公共団体及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第1項第17号に規定する法人以外の個人又は団体が、その寄附行為により特別の利益を受ける場合

(2) 寄附者が、その寄附をしたことにより、不当に税の軽減を受ける結果となる場合

(3) 寄附金を受け入れたことを起因にして、本会が著しく資金負担を生じる場合

(4) 本会が寄附金を受けるには社会通念上不適当と認められる場合

(5) 前各号に掲げるほか、本会が業務を遂行に当たり明らかに支障があると認められる場合

（寄附書等）

第10条 本会は、第2条第1項各号に定める寄附金等を受領する場合には、寄附書（別記様式第1号）の提出によるものとする。

2 前項の寄附金を受領した場合には、当該寄附者に対し受領書（別記様式第2号）及び法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である証明（別記様式第3号）を交

付しなければならない。

(使途の変更)

第11条 理事長は、第6条各項及び第9条第2項に定める特別寄附金及び特定寄附金の使途について、次の各号のいずれかに該当する場合は変更することができる。

(1) 寄附金等に関する特定使途の目的が達せられた後の残額を他の目的に使用する
場合

(2) 理事長が他の目的に使用することが適当と認めた場合

2 理事長は、前項の場合において、寄附者に対し事前に使用目的変更理由等を説明の上、承認を受けなければならない。

(礼状等)

第12条 理事長は、第2条第1項各号に定める寄附金等を受領したときは、寄附者に対し遅滞なく礼状を送付するものとする。

2 理事長は、前項のほか当該寄附金が高額等及びその他必要と認められる場合には感謝状を授与することができる。

(情報公開)

第13条 特別寄附金及び特定寄付金（一般寄附金であって使途が特定されているものを含む。）の募集結果については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項に関する書類について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第14条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、みだりに公開されることのないよう最大限の配慮に努めなければならない。

附則

1 この規程は、平成26年4月1日（公益法人設立の日）から施行する。

2 平成25年6月10日、平成25年度第1回理事会において、「定款等関連規程の見直しについて」により、平成26年4月1日、公益財団法人移行日を停止条件として承認した。

附則

(平成27年3月20日一部改正理事会議決)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。